

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月28日（金）午後14時00分から午後14時40分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（17人）

会長	1番	白石勝敏
	2番	吉永安圭美
	3番	平野英明
	5番	萩本一浩
	6番	中村和人
	7番	深田 智
職務代理者	9番	内田孝光
	10番	有馬日夫
	11番	門田静子
	12番	森本 健
	13番	宮山卓也
	14番	松本秀昭
	15番	木村秀子
職務代理者	16番	本田友治
	17番	松田林一
	18番	倉井正治
	19番	吉田寛実

4. 欠席委員（1人） 4番 橋本一郎

5. 出席推進委員（27人）

吉田和功
本田あゆ子
福島正一
齊藤光幸
中西千代志
鞍本敏男
渡邊康之
光永信一
林田孝介
矢鉾次義
石田雄一
鶴山正行
有村敏之
高木 淳
杉本秀雄

瀬本浩和
宮本光治郎
高橋豊
上原誠
福間定一
藤山利秋
橋本正治
上村正弘
上村武敏
寺本和男
黒田浩一郎
岩村広人

6. 議事日程

- 第1 議案第16号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第17号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第18号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第19号 基盤強化法（農用地利用集積計画の公告）について
- 第5 議案第20号 農地中間管理事業法【農用地利用集積計画一括方式】について
- 第6 議案第21号 農用地利用集積等促進計画案について
- 第7 議案第22号 非農地証明願いについて

7. 農業委員会事務局職員

局長	柿本	光明
主幹兼係長	田中	学
主幹	小山	貴晴
参事	井上	真由美
主任	竹見	清之

8. 会議の概要

す。受け人の方は、父が経営される太田郷地区を代表するイグサ農家に兄弟で従事されており、この度、規模拡大を目指し、自宅横の申請地を買い受け、イグサ苗床として使用される予定であります。以上、何ら問題はないものと思われまます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

3番、龍峯

推進委員

龍峯担当の光永です。3番、4番について説明します。25日森本委員と申請地に行つて参りました。受け手の方は阿蘇、人吉、北海道等に土地を求め、規模を拡大している人です。この程、近所の方が相続した土地について相談に来られ、規模拡大するとのことです。申請地では、レンゲ、水稻を作るとのことです。4番について、これも森本委員と25日に受け手の方と会つてまいりました。県外にいる出し手の方が20年近く作つておられる方に無償であげるとのことです。受け手の方はタバコのほか、WCS等の刈り取り等も親子で行つている方です。何ら問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議長

5番、金剛

推進委員

金剛担当の有村です。よろしくお願ひします。申請番号5番と6番。5番の方は、相続した農地を営農しないということで、譲り渡し人が売却を検討されまして、借りてゐる方が規模拡大として、取得したいという案件でございます。申請番号6番、これも同じく、営農しないということで、売却を検討されておられます。借り入れる方も規模拡大として、取得を検討されておられます。何ら問題ないと思ひます。

議長

7番、東陽

推進委員

東陽地区担当の黒田です。申請番号7番について説明します。6月25日、宮山委員と譲受人立会ひのもと、土地確認を行いました。耕作しなくなった農地を親戚関係にある譲受人に耕作してもらふ案件で、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおられ、地元としては何ら問題ないと考えておられますので、ご審議方よろしくお願ひします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませぬか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。

次に、議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について、今月の申請は3件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。

1番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

2番の案件は、八代インターチェンジからおおむね300メートル以内にある農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

3番の案件は、10ヘクタール未満の農業公共投資の対象となっていない、小集団の、生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。

無断転用により土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。

また、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないこと、などから、すべての案件が許可は可能と判断いたしました。

それでは、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、八千把。

推進委員

八千把地区担当の中面です。申請番号1番について説明します。申請地は、○○○町△△△△△△の北側にあたり、現況造成済みの農地で、駐車場として整備しようとしたところ、無断転用と判明したため、今回の申請になりました。また、無断転用のため、始末書が添付されています。審議をお願いします。

議長

2番、龍峯。

推進委員

龍峯の光永です。2番について説明します。25日森本委員と話を聞いてきました。昭和49年に新築して現代まで住んでいます。無断転用であると土地改良区からの指摘で調べたところ水田であったため、申請することになりました。始末書が

添付されております。よろしく申し上げます。

議長

3番、東陽。

推進委員

東陽地区担当の黒田です。3番について説明します。24日申請人立会いのもと、宮山委員と申請地の確認を行ないました。これはすでに昭和54年頃から個人用住宅として利用されている農地で、相続登記を契機に無断転用であることがわかり、違反状態を是正するといった内容になります。これまでも周辺農地への影響はなく、問題はないものと思われまます。また、無断転用であることから始末書が添付されております。ご審議よろしく申し上げます

議長

以上の案件につきまして、皆さん、何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書4ページから7ページのとおり付議いたします。

今月の申請は、所有権移転が12件、使用貸借権が3件、合計の15件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。

4ページの1番から5ページの5番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

6番の案件は、農業公共投資の対象となっていない、10ヘクタール未満の、小集団の、生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

7番から6ページの9番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

10番の案件は、八代インターチェンジの出入り口の周囲からおおむね300m以内に位置する農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

11番から9ページの13番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

推進委員

15番、千丁の高橋です。6月25日深田委員と現場を確認に行きました。申請地は、市役所千丁支所から〇に△△△メートル行ったところ。アパート暮らしで、住み慣れた校区に個人住宅を建設したいということです。何も問題ありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手の全員ということで、認めるものといたします。よって、申請を許可いたします。

議案第19号 農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第19号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による、農用地利用集積計画を、議案書8ページから29ページのとおり付議いたします。

今月は、貸借権設定が37件、面積は19万8,263㎡、所有権移転が3件、面積は1万160㎡です。

これら、申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、各要件を満たしていると考えます。

なお、この基盤強化法による、農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として、売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますよう、お願いいたします。

来月7月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、7月10日、水曜日に実施いたします。

関係する地区は、昭和明徴町、昭和同仁町、鏡町芝口、鏡町北新地です。地区の担当委員さんにおかれましては、ご出席いただきますよう、よろしくようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定

することといたします。

議案第20号 農用地利用集積計画の一括方式について、事務局、説明をお願いします。

事務局

議案第20号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、令和4年法律第56号附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、議案書30ページから37ページのとおり付議いたします。

今月の農用地利用集積計画は、賃借権設定が13件で、面積は、6万6,592㎡、使用貸借権設定が1件で、面積は、1万359㎡、合計の面積は、7万6,951㎡です。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、各要件を満たしていると判断されます。

議案第20号の説明につきましては、以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第21号 農用地利用集積等促進計画案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成した農用地利用集積等促進計画案について、議案書38ページから42ページのとおり付議いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会へ意見を聴くというものです。

今回の案件は、更新が1件、配分先の変更が2件、権利の移転が7件です。受け人・農地につきましては、議案書記載のとおりです。

なお、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定されている農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事を満たしていると判断されます。

議案第21号の説明につきましては、以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

質問がなければ、これを農用地利用集積等促進計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第22号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第22号非農地証明願いについて、議案書44ページのとおり付議します。

今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。

1番の案件は、山林であることの証明願です。申請地は、以前より山林として利用していましたが、今般、地目が畑であることが判明しました。現地は、山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、6月7日に、宮地地区農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。

ご審議方お願いいたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、宮地。

推進委員

宮地担当の林田です。6月7日現地調査を行いました。現地は山林の様相を呈しており、非農地としてもなんら問題ないと思われまます。よろしく申し上げます

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員ということで認めることとし、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することに決定いたします。

本日本日予定の議案は全て終了しました。

今月は、農地法第5条の許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約の届出がありましたので、報告します。

これもちまして、6月の八代市農業委員会を閉会いたします。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和6年6月28日

八代市農業委員会 会長

八代市農業委員会 委員

八代市農業委員会 委員